

大阪市の港湾経営と夢洲整備

『大阪港 150 年史—物流と都市の交流拠点』2021 年 7 月から、大阪市の港湾経営と関わらせて夢洲整備を紹介したい。

大阪市は、港湾の一体的な管理運営、港湾開発等を図る港湾管理者、海岸保全施設に関する工事・保全等を図る海岸管理者、地域開発に係る開発事業者といった、対象法令やその目的に応じて異なる立場で事業相互の調整を図っている。整備や管理・運営に必要な歳出（費用）や利用にともなう歳入（収入）は、行政運営の基本的な事業を行なう一般会計（非収益事業）と、独立採算を前提とした特別会計（収益事業）に区分・計理されている。ここでは特別会計について検討する。

大阪市港湾事業において「大阪市港営事業会計」が設置され、港湾施設提供事業と大阪港埋立事業の 2 つの事業を計理している。会計は企業債を財源として整備され、施設使用料や土地売却益で起債を償還する。いずれの事業も独立した採算を前提としている会計である。港湾施設提供事業は施設の老朽化にともなう維持管理費の増加等、大阪港埋立事業は土地売却が景気の変動を受けやすいなど、それぞれ固有の経営課題があるため、長期的な収支予測を立て、経営改善策に取り組んでいる。

大阪港埋立事業は、大阪都市圏の廃棄物処分や大規模な用地確保等の都市問題解決のため、港湾関連用地や都市機能用地を企業債を財源に造成し、道路などのインフラを整備したうえで、土地を売却することによって起債を償還するスキームである。大阪港埋立事業のなかで、夢洲は写真のように整備されてきた。夢洲では、4 区域に分割し、1 区を環境局の管轄のもと一般および産業廃棄物を処分する管理型処分場として整備した。2、3 区は港湾や市内の河川整備や維持にともなって排出する浚渫土砂や、市内の公共工事で発生する残土を受け入れる安定型処分場として整備した。4 区は埋立事業・施設提供事業等による埠頭用地として土地造成を進めてきた。

事業のおもな会計区分としては、1 区から 3 区の護岸整備から廃棄物・浚渫土砂の投入までは一般会計により行ない、所定の埋立てが完了した後の土砂の受入やインフラ整備等は港営事業会計（埋立事業）で実施している。

(2022 年 8 月 13 日)

一般会計 非収益事業	
※港湾整備事業 港湾管理者	港湾基本施設の整備・・防波堤、防波堤、岸壁、道路・橋梁、産業物産庫、緑地等 財源：公債、市税、国からの補助 維持管理・補修 財源：市税、国からの補助
※高潮対策事業 海岸管理者	津波や高潮による災害を防御・・防波堤、防波堤、水門等 財源：公債、市税、国からの補助 維持管理・補修 財源：市税、国からの補助
特別会計 収益事業	
※港湾機能施設整備事業 港湾管理者	港湾の機能を効率的に発揮させるために必要とする施設・・埠頭用地、上屋、荷役機械 財源：公債（港湾機能施設整備事業債）
※臨海部土地造成事業 地方公営企業法 開発事業者（大阪市）	港湾物流の効率化に資するための流通施設用地や保管施設用地の造成 財源：公債（臨海土地造成事業債）

